

今後の地方分権改革の推進に関する意見

地方分権改革は、住民が真にゆとりと豊かさを実感できる社会を実現するため、国と地方の役割分担を明確にした上で、地方の自主性・自立性を高めることにより、国のかたちを中央集権型から地方分権型へ転換していくことを目指して行われるべきものである。しかし、これまでの改革は、地方分権の趣旨からは、不十分なものとなっている。

これからの地方分権改革を、改革の当事者である地方の参画の下、真の地方分権型社会の実現を目指すものとして確実に軌道に乗せるため、本日、八都庁市は、次のとおり意見を表明する。

- 1 現在、国会で審議されている地方分権改革推進法案の基本理念を踏まえた真の地方分権につながる改革を進めること。また、「地方分権改革推進委員会」の委員の選任に当たっては、7人の委員のうち3人は地方の代表とするなど、地方の意見を踏まえること。
- 2 地方に関わる事項の政府の政策立案等に関して、地方の意見を反映させる仕組み（「(仮)地方行財政会議」）を法律により設置すること。
- 3 地方税財源の充実確保のため、次の改革を一体的に推進すること。
 - (1) 税源移譲に当たっては、地方が担うべき事務と責任に見合った税源配分とするため、消費税等の基幹税からの税源移譲を実現すること。
 - (2) 地方交付税制度の改革に当たっては、地方固有の共有財源であることを明確化した上で、国による義務付けや政策誘導を排除するとともに、国の歳出削減を目的とした一方的な交付税総額の削減は行わないこと。
 - (3) 国庫補助負担金については、国の財政再建や各省庁の個別利害を優先することなく、地方の自由度・裁量度を高める改革とすること。
併せて、国の地方に対する過剰な関与・規制を早急に廃止すること。
- 4 特に、新たな地方税財政制度は、我が国最大の大都市圏である八都庁市の行政需要が的確に反映されるなど、それぞれの地域の特性に応じた地方分権型社会にふさわしいものとする。
- 5 政府が表明している「道州制ビジョン」の策定に当たっては、地方の参画の下、新しい国家像をつくるという導入の理念を踏まえ、中央省庁の解体再編を含めた、国と地方の新たな役割分担などについての十分な議論を行うこと。また、道州制の議論如何にかかわらず、地方分権改革を推進すること。

- 6 自己決定・自己責任の原則を尊重し、地方の自主性・自律性を拡大していくため、首長の在任期間を、法律により一律に制限するのではなく、条例により制限できることを明確にするよう、関係法令を改正すること。なお、法令改正までの間に、各自治体が在任期間を制限するための条例を制定することについては、国として妨げないこと。

平成18年11月15日

八 都 県 市 首 脳 会 議

座長	神奈川県知事	松 沢 成 文
	埼玉県知事	上 田 清 司
	千葉県知事	堂 本 暁 子
	東京都知事	石 原 慎 太 郎
	横浜市 長	中 田 宏
	川崎市 長	阿 部 孝 夫
	千葉市 長	鶴 岡 啓 一
	さいたま市 長	相 川 宗 一